

(案)

秋田県雇用維持支援金 申請要領

○支援金に関するお問い合わせ先

「秋田県雇用維持支援金」に関してご質問等がある場合は、
下記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

秋田県雇用関係給付金センター 専用ダイヤル

電話番号：018-860-2331

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土日祝日は除く。)

令和2年10月26日

令和3年2月5日 変更

令和3年4月1日 変更

秋田県産業労働部雇用労働政策課

I 秋田県雇用維持支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）を活用し、県内の事業所で雇用環境の維持に努めている中小企業事業主（※個人事業主を含む。）に対し、支援金を支給します。

2 支援金額

支援金の額は、秋田労働局に申請した雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の事業所単位で、支給決定を受けた当該助成金の判定基礎期間の回数（※）に基づき、1回は10万円、2回は20万円、3回以上は30万円となります。ただし、1対象事業所あたりの上限額は、30万円から令和2年度に支給を受けた支援金額を差し引いた金額となります。既に30万円を受給している事業所は対象外となりますのでご注意ください。

なお、令和3年度の支援金の対象は、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月1日から4月30日までの期間に、対象事業所において実施した労働者の休業、教育訓練又は出向に係るものに限り、令和2年12月の休業等又は同月を終期とする支給対象期の出向に係る助成金について、支給決定通知の未達等により令和2年度の当該支援金の申請に間に合わなかったものについては、支給の対象として扱います。

※判定基礎期間の回数の数え方については、Q&Aの「Q3」【支援金額の計算について】もご確認ください。

3 申請手順

(1) 申請要件の確認

(2) 申請書類の準備

(3) 申 請

(4) 県で内容の確認

(5) 支 給

※申請は、原則として「（1）郵送による方法（P3～4）」と、「（2）電子申請による方法（P5～6）」の2通りです。

※本支援金の申請は、労働局に申請した雇用調整助成金等の事業所単位で行います。

※不備があった場合、担当者へ連絡します。内容によっては、書類の再提出や追加書類の提出をお願いする場合があります。

※県による審査で支給を決定した場合、指定の口座に入金します。支給日等をお知らせする通知は、県からは送付されません。

※支給後に申請内容等の虚偽や誓約内容に違反があった場合などは支給を取り消し、返還を命じる場合があります。

Ⅱ 申請手続き等

1 申請要件の確認

※Q&Aの「Q2」【対象について】もご確認ください。

以下の①から⑤の全てを満たす者となります。

①中小企業事業主であること。※個人事業主も含まれます。

〈中小企業事業主の範囲〉

個人事業主、法人、社団、財団で、次の「資本金の額又は出資の総額」、
「常時雇用する労働者の数」のうちのいずれかを満たしていること。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、令和3年1月1日から4月30日までの期間に休業等又は出向を実施した事業所（以下「対象事業所」という。）について、秋田労働局長から助成金の支給決定を受けていること。ただし、令和2年12月の休業等又は同月を終期とする支給対象期の出向に係る助成金について、支給決定通知の未達等により令和2年度の当該支援金の申請に間に合わなかったものについては、支給の対象とする。

③対象事業所が秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があること。

④破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

⑤申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

2 申請について ※Q&Aの「Q5」【申請書類の記載等について】もご確認ください。

(1) 郵送による方法（電子申請以外）

(注意事項)

- ・今回ご提出いただいた書類は返却しません。
- ・申請書類一式を手書きで作成する場合は、ボールペンで記載してください。
（消せるペンで記載している書類は受理できません。）
- ・A4サイズ未満の書類がある場合は、A4サイズ用の紙に貼付してください。

①申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

- 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号53288）からダウンロードできます。
- 秋田県庁第二庁舎1階ロビー
- 各地域振興局

※書類の入手場所において、記載方法等の相談は受け付けておりません。
ご不明な点は専用ダイヤル（表紙記載）へお問い合わせください。

②提出書類

ア 申請書 兼 実績報告書（様式第1-2号）

- 必ず「記載例」（P8～11）を確認の上、記載してください。
※申請者が、法人か個人事業主かで記載方法が異なりますので、留意してください。
- 必ずA4両面印刷としてください。（片面印刷の場合は受理できません。）

イ 上記アの裏面「4欄」に記載した雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し【注1】

ウ 上記イのうちの緊急雇用安定助成金分に係る秋田労働局に提出した支給申請書（判定基礎期間の内容がわかる部分）の写し【注1】（該当する場合のみ）

【注1】

- 上記イの助成金の支給決定通知、上記ウの緊急雇用安定助成金の支給申請書を紛失した等により、その写しを提出できない場合は、県が秋田労働局へ助成金の支給決定内容の照会を行うことについて同意する旨を記載した「同意書（様式第3号）」を提出してください。
- 同意書（様式第3号）には、上記アの「申請者」欄と同じ所在地（住所）、法人名（法人の場合のみ）、代表者【注2】を記入のうえ、必要事項を記載してください。

【注2】「代表者」欄について

- ・法人の場合は、代表者の職名、氏名を記入し、代表者印を押してください。
- ・個人事業主の場合は、氏名を自筆し、個人の印鑑を押してください。

（次ページに続く）

エ 請求書（様式第2号）

- 必ず「記載例」（P12～13）を確認の上、記載してください。
※申請者が、法人か個人事業主かで記載方法が異なりますので、留意してください。

オ 振込先口座、口座名義人（カタカナ）部分が確認できる通帳の写し等

- 振込先口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人（カタカナ）が確認できるページの写しを添付してください。
（※通帳の表紙を開いた1/2ページ目の写しなど）

なお、口座名義については次のとおりでお願いします。

- ・申請者が個人事業主の場合
個人（申請者本人）名義の口座 ※屋号が付いた名義の口座は不可
- ・申請者が法人の場合
法人名義の口座

カ 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）

- 申請時点で有効なものであり、記載された住所が上記アの申請書兼実績報告書（様式第1-2号）に記載する住所と同一のものに限ります。具体的な例としては次の書類の写しになります。

（例）

- ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）
 - ・障害者手帳
 - ・在留カード
 - ・パスポート（顔写真の掲載ページ）＋住民票（公共料金の請求書でも可）
 - ・健康保険証（※）＋住民票（公共料金の請求書でも可）
- ※健康保険証の写しについては、「被保険者記号・番号」部分を復元できない程度にマスキングして提出してください。

※上記ア～カのほか、申請内容に応じてその他の書類を追加で提出いただく場合がありますので御理解をお願いします。

※申請書の記載についてのご不明な点は専用ダイヤル（表紙記載）へお問合せください。

③申請期間

令和3年4月1日（木）から令和3年7月30日（金）まで ※当日消印有効

④申請方法

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

〒010-8572
秋田市山王三丁目1番1号
秋田県 雇用労働政策課 宛て 「雇用維持支援金申請書在中」

(2) 電子申請による方法

(注意事項)

- ・申請の際に添付する下記のイ、ウの書類を紛失等により提出できない場合は、電子申請はできませんので、郵送による方法で申請書一式を提出してください。
- ・画像等を添付する場合は、記載内容が明確にわかるようにお願いします。
- ・電子申請の場合は、押印をすることなく申請できます。

①電子申請の入力画面

- 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」(コンテンツ番号3832)に掲載の「秋田県 市町村 電子申請サービス」より申請してください。
- 「秋田県 市町村 電子申請サービス」をクリックすると秋田県域トップ画面が表示されます。サービスを提供している秋田県及び県内市町村が表示されますので、左上の「秋田県」をクリックしてください。手続き一覧が表示されますので、手続き名「秋田県雇用維持支援金支給申請書兼実績報告書」を選択し、申請を行ってください。

※ご不明な点は専用ダイヤル(表紙記載)へお問い合わせください。

②申請書類

ア 申請書 兼 実績報告書

- 申請者欄について
 - ・法人の場合は、法人登記されている本店の所在地、郵便番号を記入してください。
 - ・個人の場合は、代表者がお住まいの自宅の住所(次頁オの本人確認書類と同じ住所)、郵便番号を記入し、法人名欄には何も記入しないでください。
- 1欄「申請額」について
 - ・回数欄には、後で入力する「5欄」に入力した雇用調整助成金等の支給決定回数に応じて選択してください。
- 5欄「判定基礎期間」について
 - ・雇用調整助成金等の申請・支給決定と同内容の判定基礎期間及び助成金支給番号を記載してください。(同一の判定基礎期間に複数の支給決定通知がある場合は、助成金番号は、そのうち1つのみ記入してください。)
 - ・最大3回分(3か月分の判定基礎期間)まで記載できますが、令和2年度に支援金の支給を受けている場合はその回数分を差し引いた回数が上限となります。
 - ・判定基礎期間が1か月を超え2か月に満たない期間の支給決定通知の場合は2回と数えます。)
- 6欄「誓約事項」について
 - ・誓約事項をよく読み、ご理解のうえでチェックを入れてください。
 - ・誓約事項へのチェックがない場合、申請を完了できません。

【以下のイ～オの書類については、PDF又は画像を添付してください。】

イ 上記アの申請書兼実績報告書の「5欄」に記載した雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し【注1】

ウ 上記イのうちの緊急雇用安定助成金分に係る秋田労働局に提出した支給申請書(判定基礎期間の内容がわかる部分)の写し【注1】 (該当する場合のみ)

【注1】

○上記イの助成金の支給決定通知、上記ウの緊急雇用安定助成金の支給申請書を紛失した等により、その写しを提出できない場合は、県が秋田労働局へ助成金の支給決定内容の照会を行うことについて同意する旨を記載した「同意書（様式第3号）」を提出していただく必要があります。

※この場合、電子申請は利用できませんので、申請はP3～4の「郵送による方法」により申請書類一式を提出してください。

エ 振込先口座、口座名義人（カタカナ）部分が確認できる通帳の写し等

○振込先口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人（カタカナ）が確認できるページの写しを添付してください。

（※通帳の表紙を開いた1／2ページ目の写しなど）

なお、口座名義については次のとおりをお願いします。

- ・申請者が個人事業主の場合
個人（申請者本人）名義の口座 ※屋号が付いた名義の口座は不可
- ・申請者が法人の場合
法人名義の口座

オ 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）

○申請時点で有効なものであり、記載された住所が上記アの申請書兼実績報告書に記載する住所と同一のものに限ります。具体的な例としては次の書類の写しになります。

（例）

- ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）
 - ・障害者手帳
 - ・在留カード
 - ・パスポート（顔写真の掲載ページ）＋住民票（公共料金の請求書でも可）
 - ・健康保険証（※）＋住民票（公共料金の請求書でも可）
- ※健康保険証の写しについては、「被保険者記号・番号」部分を復元できない程度にマスキングして提出してください。

※上記ア～オのほか、申請内容に応じてその他の書類を追加で提出いただく場合がありますので御理解をお願いします。

※申請書の記載についてのご不明な点は専用ダイヤル（表紙記載）へお問い合わせください。

③申請期間

令和3年4月1日（木）午後1時から令和3年7月30日（金）午後5時まで

Ⅲ その他事項

- 1 書類の不備があり、申請者に連絡・確認がとれない期間が続いた時（申請受付日から1か月経過した日、または令和3年7月30日（金）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。
- 2 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、申請者に対し、検査、報告や資料の提出を求めます。
- 3 上記2の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、支援金の不支給を決定し、または支給決定を取り消します。既に支援金の支給を受けている申請者は、返還となります。

記載例（郵送申請、法人用）

様式第1-2号（第7条関係／電子申請以外）※本様式は必ず両面印刷で提出してください。

（表面）

日付は、請求書（様式第2号）と同じ日を記入。
（土・日、祝日を除く）

令和 3年4月〇〇日

秋田県知事 宛て

申請者 〒 ●●● — ●●●●

法人登記されている本店の所在地、郵便番号を記入してください。

所在地（住所） 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

法人名 株式会社秋田県庁

代表者 職・氏名 代表取締役 秋田 太郎

代表者印

法人の代表電話番号を記載してください。

（電話番号 018-860-2334）

法人の場合は必ず代表者印を押してください。

秋田県雇用維持支援金支給申請書 兼 実績報告書

秋田県雇用維持支援金支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請等します。

1 申請額

申請額は、訂正印による修正はできません。（申請書の書き直しとなります。）

裏面4に記載した雇用調整助成金等の支給決定回数を記入してください。

300,000 円 （100,000円 × 3回 ※裏面4に記載した回数分）

2 対象事業所

休業等を実施した事業所の名称	〇〇〇〇〇〇〇
雇用保険適用事業所番号(ない場合は労働保険番号)	■ ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■ ■ ■ - ■

3 申請者の基本情報（申請日時点の状況）

会社等で該当する場合は必ず記入してください。

資本金又は出資の総額 ※該当者のみ記入	▲▲▲ 万円	常時雇用する労働者数 (企業全体の人数)	20人		
主たる事業	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	製造業	その他の業種
事業内容	食料品製造業（麺類）				
法人番号 ※該当者のみ記入	1234567891234				

法人番号が指定されている場合は必ず記入してください。

全ての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

（裏面へ続く）

記載例（郵送申請、法人用）

様式第1-2号（第7条関係／電子申請以外）※本様式は必ず両面印刷で提出してください。

（裏面）

4 上記2の対象事業所における休業、教育訓練又は出向に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の判定基礎期間等（秋田労働局長から支給決定を受けたものに限る。）

①	判定基礎期間	令和 2年 12月 21日 ~ 令和 3年 1月 20日
	助成金支給番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
②	雇用調整助成金等の申請・支給決定と同一内容の判定基礎期間及び助成金支給番号を記載してください。（同一の判定基礎期間に複数の支給決定通知がある場合は、助成金番号は、そのうち1つのみ記入してください。）	令和 3年 2月 20日
③	最大3回分まで記載できますが、令和2年度に支援金の支給を受けている場合は、その回数分を差し引いた回数が上限となります。	令和 3年 3月 20日
	判定基礎期間が1か月を超え2か月に満たない期間の支給決定通知の場合は2回と数えます。	については、令和3年1月1日以前に認められた令和2年12月

※最大3回分（3か月分の判定基礎期間）まで記載できます。

5 誓約事項

秋田県雇用維持支援金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

- ・ 支給対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正等はありません。
- ・ 上記5は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、対象事業所において実施した休業、教育訓練又は出向に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金についての秋田労働局長からの支給決定内容に間違いありません。
- ・ 対象事業所は秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があります。
- ・ 破産法に基づく破産手続開始の申立ては、なされておられません。
- ・ 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していません。
- ・ 秋田県から検査、報告、是正についての求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、不正受給の判明や秋田労働局長からの支給決定内容の取消があった場合には、支援金の支給取消及び返還に異議なく応じます。

上記誓約事項の内容に同意します。

<添付書類確認> 添付した書類に☑をつけてください。

- ① 上記4に記載した雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- ② ①のうち緊急雇用安定助成金分に係る秋田労働局に提出した支給申請書（判定基礎期間の内容がわかる部分）の写し ※該当する場合のみ
- ③ 請求書（様式第2号）
- ④ 振込先口座、口座名義人（カタカナ）部分が確認できる通帳の写し等
- ⑤ 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード（オモテ面）等）※個人事業主の場合のみ
- ⑥ 同意書（様式第3号）※①又は②の支給決定通知書等を紛失等により提出できない場合のみ

申請担当者名 秋田花子
電話番号（日中に連絡可能な番号） 018-〇〇〇-〇〇〇

全ての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

記載例（郵送申請、個人事業主用）

様式第1-2号（第7条関係／電子申請以外）※本様式は必ず両面印刷で提出してください。

(表面)

日付は、請求書（様式第2号）と同じ日を記入。
(土・日、祝日を除く)

令和 3年 4月 1日

秋田県知事 宛て

お住まいの自宅の住所、郵便番号を記入してください。
(※運転免許証等の本人確認書類の住所と一致)

申請者 〒 ●●● — ●●●●

所在地（住所） 秋田市山王四丁目1番1号

法人名 法人名欄には何も記入しないでください。

代表者 職・氏名 秋田 次郎 (秋田)
(電話番号 018-860-2334)

個人名を記載して、個人の印を押してください。

秋田県雇用維持支援金支給申請書 兼 実績報告書

秋田県雇用維持支援金支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請等します。

1 申請額

申請額は、訂正印による修正はできません。
(申請書の書き直しとなります。)

裏面4に記載した雇用調整助成金等の支給決定回数
を記入してください。

300,000 円 (100,000円 × 3回 ※裏面4に記載した回数分)

2 対象事業所

休業等を実施した事業所の名称	○○○○○○○
雇用保険適用事業所番号(ない場合は労働保険番号)	■■■■-■■■■■■-■

3 申請者の基本情報（申請日時点の状況）

該当ない場合は記入不要

資本金又は出資の総額 ※該当者のみ記入	万円	常時雇用する労働者数 (企業全体の人数)	3人
主たる事業	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業 製造業 その他の業種
事業内容	食堂		
法人番号	※該当者のみ記入		

個人事業主の場合は記入不要です。

全ての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

(裏面へ続く)

記載例（郵送申請、個人事業主用）

様式第1-2号（第7条関係／電子申請以外） **※本様式は必ず両面印刷で提出してください。**

（裏面）

4 上記2の対象事業所における休業、教育訓練又は出向に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の判定基礎期間等（秋田労働局長から支給決定を受けたものに限る。）

①	判定基礎期間	令和 2年 12月 21日 ~ 令和 3年 1月 20日
	助成金支給番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
②	雇用調整助成金等の申請・支給決定と同一内容の判定基礎期間及び助成金支給番号を記載してください。（同一の判定基礎期間に複数の支給決定通知がある場合は、助成金番号は、そのうち1つのみ記入してください。） 最大3回分まで記載できますが、令和2年度に支援金の支給を受けている場合は、その回数分を差し引いた回数が上限となります。	2月20日
③		3月20日
※休業期間	判定基礎期間が1か月を超え2か月に満たない期間の支給決定通知の場合は2回と数えます。	については、令和3年1月1日以前に発生した令和2年12月

※最大3回分（3か月分の判定基礎期間）まで記載できます。

5 誓約事項

秋田県雇用維持支援金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

- ・ 支給対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正等はありません。
- ・ 上記5は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、対象事業所において実施した休業、教育訓練又は出向に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金についての秋田労働局長からの支給決定内容に間違いありません。
- ・ 対象事業所は秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があります。
- ・ 破産法に基づく破産手続開始の申立ては、なされておりません。
- ・ 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していません。
- ・ 秋田県から検査、報告、是正についての求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、不正受給の判明や秋田労働局長からの支給決定内容の取消があった場合には、支援金の支給取消及び返還に異議なく応じます。

上記誓約事項の内容に同意します。

<添付書類確認> 添付した書類に☑をつけてください。

- ① 上記4に記載した雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- ② ①のうち緊急雇用安定助成金分に係る秋田労働局に提出した支給申請書（判定基礎期間の内容がわかる部分）の写し ※該当する場合のみ
- ③ 請求書（様式第2号）
- ④ 振込先口座、口座名義人（カタカナ）部分が確認できる通帳の写し等
- ⑤ 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード（オモテ面）等）※個人事業主の場合のみ
- ⑥ 同意書（様式第3号）※①又は②の支給決定通知書等を紛失等により提出できない場合のみ

申請担当者名 秋田花子
電話番号（日中に連絡可能な番号） 018-〇〇〇-〇〇〇

全ての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

記載例（郵送申請、法人用）

様式第2号（第7条関係）

請 求 書

日付は、支給申請書兼実績報告書（様式第1-2号）と同じ日を記入。
（土・日、祝日を除く）

令和 3年 4月 1日

秋田県知事 宛て
（課名 雇用労働政策課）

債権者 所在地（住所） 秋田市山王三丁目1番1号
法人名 株式会社秋田県庁
代表者 職・氏名 代表取締役 秋田 太郎

代表者印

支給申請書兼実績報告書（様式第1-2号）と同じ所在地、代表者 職・氏名を記入

法人の場合は必ず代表者印を押してください。

次のとおり請求します。

請求金額 300,000円

請求金額は、支給申請書兼実績報告書（様式第1-2号）の申請額と同じ金額を記入
※訂正印による修正はできません。（書き直しとなります。）

○で囲んでください

金融機関名	山王	銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	秋田県庁	本店 支店			
口座種別 ※○で囲む	普通 当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め	9	8	7	6	5	4
口座名義 ※カタカナで記載	カ) アキタケンチョウ ダイヒョウトリシマリヤク アキタタロウ							

※法人の場合は当該法人名義 人事業主の場合は申請者本人(個人)名義の口座を記載してください。

法人名義の口座を記入

○で囲んでください

記載例（郵送申請、個人事業主用）

様式第2号（第7条関係）

請 求 書

日付は、支給申請書兼実績報告書（様式第1-2号）と同じ日を記入。
 （土・日、祝日を除く）

令和 3年 4月 1日

秋田県知事 宛て
 （課名 雇用労働政策課）

債権者 所在地（住所） 秋田市山王四丁目1番1号

支給申請書兼実績報告書
 （様式第1-2号）と同じ
 自宅住所、氏名を記入

法人名 法人名欄には何も記入しないでください。

代表者 職・氏名 秋田 次郎

秋
田

個人名を記載して、個人の
 印を押してください。

次のとおり請求します。

請求金額 300,000円

○で囲んでください

請求金額は、支給申請書兼実績報告書（様式第1-2号）の申請額と
 同じ金額を記入
 ※訂正印による修正はできません。（書き直しとなります。）

金融機関名	山王	銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	秋田県庁				本店 支店
口座種別 ※○で囲む	普通 当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め	1	2	3	4	5	6
口座名義 ※カタカナで記載	アキタ ジロウ							○で囲んでください

※法人の場合は、該法人名義、個人事業主の場合は申請者本人(個人)名義の口座を記載してください。

個人事業主の場合は、個人（申請者本人）名義の
 口座を記入 ※屋号が付いた名義は不可